

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和2年度

川崎市
夢見ヶ崎保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果（共通評価）（別紙1A）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果（内容評価）（別紙2A）

A-1 サービス内容

- A-1-（1） 全体的な計画の作成
- A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-（3） 健康管理
- A-1-（4） 食事

A-2 子育て支援

- A-2-（1） 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	川崎市夢見ヶ崎保育園
種別:	認可保育所
代表者氏名:	■■■■■
定員(利用人数):	90名(94名)
所在地:	〒212-0055 川崎市幸区南加瀬3-4-8
TEL/FAX:	044-588-4130/044-855-2877
ホームページ:	https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000031732.html
開設年月日:	1980年2月1日
経営法人・設置主体:	川崎市

職員数	常勤/非常勤	21名 / 13名
	専門職員(名称)	保育士 19名 看護師 1名 栄養士 1名 (区内公立3園兼務)

施設・設備の概要

居室数	保育室7室、調理室、トイレ2カ所
設備等	事務室、園庭

③理念・基本方針

- ・保育理念:子ども一人一人を尊重し、健やかな心と体を育てる保育を行います。
- ・保育目標:健康で元気な子ども・友だちと遊べる子ども・自分を表現できる子ども
- ・保育方針:明日も行きたいと思う保育園・安心して預けられ、子育ての喜びを共感し利用しやすい保育園・地域に開かれ地域とつながる保育園
- ・基本方針
 - ・子どもの発達年齢を踏まえ、十分に遊べる環境を整えていきます。
 - ・広い園庭での遊びや散歩などを通して、丈夫な体や五感を育てます。
 - ・子どもの気持ちを尊重し、生活や遊びの中で考えたり選んだりする経験を作り、自己決定し、自信が持てるようにしていきます。
 - ・異年齢と関わる中で憧れや親しみ、思いやる気持ちを大事に育てていきます。
 - ・健康安全など生活に必要な基本的な生活習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を養います。
 - ・保護者と職員との信頼関係や一人一人の子どもを大切に「共育て保育」を行っていくように努めていきます。
 - ・地域に開かれた保育園として子育ての知識や経験、技術を提供しながら子どもの健全育成及び子育て家庭の支援を行っていきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

川崎市公立保育所運営指導方針に基づき、公立保育所の役割とさらなる機能強化に向けて、センター園(河原町保育園)ランチ園(古川保育園)と連携しながらランチ園としての機能『地域の子ども・子育て支援機能』『民間保育所等との連携支援機能』『公民保育所の人材育成機能』を充実させる取組をすすめています。

『地域の子ども・子育て支援』機能では日吉地区の課題に対応した子育て支援として「園庭開放」「父親の育児参加支援」「親子でランチ」「子育て相談」「体験保育」「絵本貸出」など保育園の「場」と「人」を活用し子育てに不安を持つ親子が安心できる環境を提供します。「民間保育所等への連携・支援」機能及び「公・民保育所の人材育成」機能については幸区保育総合支援担当と連携し、日吉地区の民間保育所等とのネットワークをつくりニーズにあった研修(公開保育、出前講座など)を実施し市全体の保育の質向上に向けた人材育成を推進します。*コロナ禍により、今可能な取組を検討しながらすすめています。

園の特徴的な取組としては『リズムあそびによる体づくり』『異年齢保育』に力を入れています。年齢に応じたリズム遊びで体を動かし、楽しみながら丈夫な体づくりをしています。職員で学び合いながらすすめています。また『異年齢保育』は、3、4、5歳児の3人家族を作り、毎月1～2回異年齢交流しながらの活動を行っています。コロナ禍により新しい生活様式に配慮した取組を行っています。また、子ども一人一人を尊重する保育を行うために人権について、全職員で常に学び合うことに力を入れています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和2年11月5日

訪問調査日:令和3年2月16日

評価結果確定日:令和3年3月30日

受審回数(前回の時期)

3回(前回:平成 27年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1)公立保育園として地域の子育て支援に積極的に取り組んでいます

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」にもとづき、在宅で子育てする家族への支援に積極的に取り組んでいます。子育て支援事業は年間を通して実施しており、四半期ごとに広報誌を発行して、区役所の窓口や町内会館で配布しているほか、民生委員・児童委員の協力で周知を図っています。

事業は、地域の多くの子育て家庭が参加できるように多彩な子育てイベントを用意しています。中でも、保育士、栄養士、看護師が講師となる「保育連続講座」、親子で交流する「パパッとサタデー」や「親子でランチ」は、地域の子どもと保護者に好評です。地域と共に育ち合うスタンスで地域の子育て支援を行っています。新型コロナウイルスの感染症により、様々な支援活動に制約はありますが、園の掲示板には「子育て何でも相談」の案内チラシを掲示したり、園の入り口には相談ポストを設置し、安心して子育てができる地域づくりに貢献しています。

2)保護者への園の保育方針、保育内容の知らせ方に工夫しています

年度初めに園の保育について理解を得られるように保育内容説明会を行っています。理念や保育方針にもとづいた保育内容について、今年度はコロナ禍のため実施できていませんが、例年は保護者へ資料を配布して説明しています。

資料は、乳児クラスの保育ポイントとして、「自己肯定感」や「基本的な信頼感」等を育むこと、幼児保育のポイントとして、さらに「社会性の育ち」や「主体的に活動する」など、育ちへの支援をイラストにし、理解を得やすいように工夫しています。健康面では年間の健康づくり計画のもと、体を健康に保てるよう保健行事や家庭での配慮点など明示しています。今年度はコロナ禍で保護者懇談会の開催が困難でしたので、クラスだよりを活用して「紙面懇談会」として、保護者との意見交換をすることにしました。また、保護者会では、役員間でのLINEでのやりとりや「保護者会だより」での情報発信などの活動をしており、保育所としても必要な連携・支援をしています。

◇改善を求められる点

1)苦情解決の仕組みについて保護者へ一層の周知

苦情や要望に対して迅速に対応するように第三者委員による苦情解決制度や体制を整えて、重要事項説明書や保育内容説明会で説明し、玄関前に意見箱の設置と苦情解決の仕組みや第三者委員の連絡先を明記したものを掲示しています。保育説明会資料の中に、要望、意見についての声かけの案内や意見箱の設置について、書面を用意してお知らせしていますが、保護者への周知が徹底されていないことが課題となっています。保護者からの声が届くように、より一層の制度の周知に向けて取り組むことが期待されます。

2)保育関係者のコミュニケーション不足の改善

園は保護者からの苦情等やアンケートの要望などを把握して対応しています。日々の送迎時でのやり取りを通じて保護者からの相談に応じていますが、一部の保護者から相談しやすいと評価されていません。また、子ども発達状況、生活状況などを記録し、各会議にて状況の情報共有を行っています。職員で「報告・連絡・相談」を行っていますが、保護者からは改善を指摘されています。保護者と園及び職員間のコミュニケーションを改善して情報共有による、関係者全員での保育が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名：川崎市夢見ヶ崎保育園

川崎市公立保育所の役割とさらなる機能強化の取組、また保育の質向上の取組など様々な内容について職員で話し合うことで、共通認識をもち理解を深めることができました。また、日々の保育についての省察も行うことができ、新たな気づきがあり課題も明確になりました。改善を求められる点については、職員全員で具体的取組を検討し徹底していく共に良い評価の取組は維持し、より良い保育を目指していきます。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サー 夢見ヶ崎保育園

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されるとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

保育所の理念、保育目標、基本方針等は、入園のしおり、保育内容説明会資料に記載されているとともに、保育室入り口に掲示して保護者が確認しやすいようになっています。保育内容説明会資料では、理念や基本方針実現に向けての具体的な取り組みをイラスト等で分かりやすく説明しています。毎年、職員間で話し合っって保育の重点項目を決めて周知をするなど継続的な取り組みをしています。なお一層、保護者と理念等の共有を図るため、園だより等を活用するなどの日常的な取り組みやホームページとパンフレットへの理念の記載が求められます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。

c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

保育ニーズ等、保育事業をとりまく環境については、川崎市の保育所管課等が、市・区の総合計画、実施計画、「子ども・若者の未来応援プラン」(中期計画)策定の際に把握、分析し、市の保育施策に反映しています。公立保育園として、市の施策に沿って、地域の保育ニーズ等を踏まえ子育て支援等の事業を展開しています。また、区策定の「地域福祉計画」により、地域の福祉の動向を幅広く把握しています。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

川崎市公立保育園として、市の所管課と連携して、設備の整備、人材の確保・育成等に取り組んでいます。川崎市全体の予算の枠の中での制約はありますが、毎年、園に必要な予算を要求して計画的に設備改修などを行い、環境改善に取り組んでいます。会計年度任用職員(年度単位で採用する職員)の採用に当たっては、様々な工夫をしながら取り組んでいます。また、地域の保育ニーズに応じて、川崎市として新年度から保育時間の延長をするための体制づくりを進めています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。

- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

市では、総合計画にもとづいて、中・長期計画として「子ども・若者未来の応援プラン」を策定しています。そこでは、公立保育所の位置づけとして、「民間保育所の支援」と「子育てする家庭への支援」「公民保育所の人材育成」を掲げています。この計画にもとづき、公立保育所として目標達成に向けて取り組んでいます。しかし、この市の計画に対する保育所職員の認識が十分でない部分もあります。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
 - b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
 - c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

中・長期的な計画を踏まえて、保育の質の向上に向けて民間保育所への支援や、地域の子育て支援機能の充実のための事業を実施しています。事業内容については、「保育内容説明会」資料にもとづいて分かりやすく説明しています。地域の子育て支援や民間保育所の支援に関する計画書は個別に詳細に策定され実施状況の評価も行える内容になっています。保育所事業の全体像を理解するための「事業計画書」が策定されれば、事業内容がより明確になると期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
 - b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
 - c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
 - イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
 - ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
 - エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。

- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

行事計画、健康づくり計画、食育計画、防災計画等は、保育所独自で職員参加のもとに策定されています。地域の子ども・子育て支援や民間保育所支援の計画は、保育所と幸区保育総合支援担当とともに計画を策定し、保育所がその計画にもとづき事業を実施しています。各事業の実施に当たっては、担当グループを設置して、職員間で話し合いながら取り組んでいます。保育所では、毎年実施した事業の振り返りを行い、次年度の計画に反映できるようにしています。保育所事業の全体像が把握できる事業計画書の策定が望まれます。

第三者評価結果

7 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
 b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
 c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画の内容は、分かりやすい「保育内容説明会資料」を作成したり、園内への掲示や園だよりで保護者に周知をしています。例年は、保護者会や保護者会役員会で説明していますが、本年度は、コロナ禍により、「保育内容説明会」や保護者会を開催しての説明が難しかったこともあり、保育室入り口での掲示や園だより、クラスだより、けんこうだよりでの説明に力を入れています。また、個人面談や紙面クラス懇談会の場も活用して周知をしています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
 ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

毎月、乳児会議、幼児会議、全体会議を開催して自己評価に取り組んでいます。園の自己評価は、職員全員の自己評価に基づき実施しています。第三者評価は、定期的に受審しており、今回は3回目の受審となります。第三者評価受審に伴う自己評価に当たっては、全職員参加の意見交換会が4回、グループに分かれての意見交換が2回実施されるなど積極的な取り組みをしています。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。

- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- イ 職員間で課題の共有化が図られている。
- ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

保育内容については、各指導計画にもとづく保育実践の振り返りをして、次の計画に反映し保育の質の向上を目指しています。評価結果にもとづく課題は、課題ごとに職員がグループワークをして改善につなげています。設備の改修も課題となっており、市の所管課と連携して、中長期的な取り組みをしています。評価結果にもとづく課題については、職員会議の議事録等に記載されていますが、明確な形で文書化が期待されます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。

- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

施設長は、市の年度方針を受けて、年度当初の職員会議で保育所の方針を説明しています。職務分擔表が作成され、施設長の職務内容を明確にしており、職員に内容を周知しています。有事の際の体制も明確に定められており、施設長不在時の権限委任について職員に周知されています。施設長の具体的な取り組みについて、文書化するなど、職員に積極的に表明することが期待されます。

第三者評価結果

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

施設長は、施設長研修の受講や市や区の定例園長会に出席して、必要な法令等を理解したり、法令遵守や経営に関する情報を得ています。利害関係者とは公務員としての立場を意識して適切な関係を保持しています。職員は、年に2回、サービスチェックシートで公務員としての倫理観を確認するようにしています。職員は、保育者としてだけでなく、全体の奉仕者である公務員としての自覚をさらに持つことを施設長は期待しています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。

- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

施設長は、全体職員会議やクラス会議に積極的に参加するなどして、保育の現状や課題を把握するようにしています。把握した課題解決のための体制づくりとして、職員によるプロジェクトを立ち上げ、施設長が指導力を発揮しています。職員研修については、市が策定した研修計画に沿った研修参加を促し、園内研修の充実も図っています。園内研修は、施設長の指導のもと、人材育成担当を指名して企画、実施をしています。

第三者評価結果

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
 b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

施設長は、組織内に「環境係」、「働き方改革担当」を設置して経営の改善や業務の効率性を高める取り組みをしています。環境係を中心に施設・設備の改修工事として、屋上の防水工事や給排水管の修繕を実施し、安心、安全な環境作りをしています。働き方改革担当は、会議時間の厳守、資料回覧の迅速化、休憩時間の確保など、業務の実効性を高める取り組みをしています。また、事務室内のホワイトボードには、各担当が現在取り組んでいる業務内容を記載して、仕事の見える化をしています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
 b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
 c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
 イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。

- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

公立保育所として必要な保育士、看護師、栄養士、用務員、及び会計年度任用職員が計画通りに配置されています。会計年度任用職員は、年度ごとに採用する職員となっています。この保育所では、調理業務は外部委託となっていますので、市の栄養士が子どもの状況等を把握して献立の作成をし、委託業者と連携しています。職員の育成は、計画的な市、区、園内研修、また適切なOJTにより実施されています。

第三者評価結果

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。

<コメント>

川崎市人材育成基本方針に、保育士として必要な能力として、保育技術能力、相談支援能力、地域支援能力、民間支援能力、チームワーク力、危機管理能力の他、公務員としての行政実務能力も求められています。そこには、「すべての市民のために」「行政のプロフェッショナル」「未来に向けてチャレンジ」などが規定されています。人事基準は市の規程として整備され、職員に周知されています。職員は、毎年、定められた「キャリアシート」作成に取り組むことで、自身のキャリアの状況を確認でき、将来の姿も描くことができるようになっています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。

- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

施設長は、労務管理の責任者として、職員の就業状況を把握し、休暇の取得や残業の削減など、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みをしています。職員とは、年間数回の個人面談の機会を持ち、職員の意向の把握に努めています。保育所内に「働き方改革担当」を設置し、業務の効率化への取り組み、休暇取得、残業申請などについて自己チェックできるようにしました。こうした取り組みにより、組織の魅力を高め、働きやすい職場環境作りを進めています。

II-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 - イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 - ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 - エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 - オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

川崎市人材育成基本方針に、市の保育士として求められる能力を明確にして、組織の目標を踏まえた職員一人ひとりの目標を設定しています。目標管理のシートには、「目標」「水準」「手段」「難易度」「達成度自己申告」「評価」の欄があり、施設長は年度初めの目標設定時、中間期の進捗状況の確認時、期末の目標達成度の確認時に、職員一人ひとりと面談して目標達成に向けて支援をしています。面談の際は、目標に関するだけでなく職員の意向を聴いたり、相談を受けたりしています。

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

川崎市が職員に求める能力を持つ職員に育成するため、市の人材育成計画が策定されています。この計画には、階層別研修や課題別研修が用意され、職員が必要な研修を受講できるようになっています。保育所の人材育成担当は、現場のニーズを踏まえた園内研修を企画、実施しており、評価と見直しも行っていきます。職員一人ひとりが「キャリアシート」を活用し、専門技術を学んだり、キャリアアップに必要な研修を確認できるようになっています。

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
----	-------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員一人ひとりが「キャリアシート」を作成し、職員の研修受講状況、知識や技術水準等を把握できるようになっています。市の人材育成計画には、階層別研修、課題別研修が用意され、人材育成担当が企画、実施する現場に即した園内研修も用意されています。また、外部の研修機関が実施する研修も周知し、受講しやすい環境を作っています。研修を受講した職員は、研修内容を職員会議等で報告し、職員で共有するようにしています。今年は、コロナ禍で職場でのリモート研修を受講できたため、参加しやすいというメリットもありました。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生の受け入れは、マニュアル「実習生の受け入れ事務について」にもとづき、適切に対応しています。受け入れの窓口は、市の所管課となっており計画的な受け入れを行っています。実習のプログラムは、学校や実習生の意向を尊重して作成しています。指導担当の職員は、実習生に自園の魅力を伝えられるように工夫をしています。また、実習生の受け入れは、実習生への指導等の中で、職員自身の気づきや学びも得ることに繋がっています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

b

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

入園のしおりや保育内容説明会資料には、保育理念、保育方針、事業内容等が記載されていますが、ホームページでの記載は不十分なものになっています。市のホームページで公表している「総合計画」や「子ども・若者未来応援プラン」で、地域の子育て支援事業の取り組みや民間保育所への支援を表明しています。地域子育て支援事業の資料は、保育所の掲示板への掲示、区役所、公民館での配付、地域の民生委員への配付・説明をしています。第三者評価の受審結果も市のホームページで閲覧することができます。苦情解決の体制は、保育所の玄関に掲示しています。

第三者評価結果

22

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

保育所の運営に当たっては、公務員として市の関係規程に基づき適正な職務遂行に努めています。また、職員は、保育所内の職務分担表に基づき、割り当てられた責任や役割を果たしています。保育所の業務運営については、毎年、市の監査課の監査を受けており、指摘事項があれば是正をしています。設備改修や備品等の購入事務は予算の枠内で市の所管課に依頼しており、保育所では経理や契約の事務を行っていません。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。

- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

全体的な計画の中で、「地域との連携」として、子どもと地域との交流を掲げて、子どもの社会体験の場を広げる取り組みをしています。多世代交流として、「日吉出張所」での地域の方との交流や障害者施設への訪問などを行っています。また、園内では、定期的に「親子でランチ」や「体験保育」を実施して、地域の保護者と子どもとの交流を進めています。保護者には、子ども文化センターや図書館の情報提供をして、利用を推奨しています。コロナ禍により可能な取り組みを検討し進めています。

第三者評価結果

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティアの受け入れに関しては、「ボランティア受け入れ事務マニュアル」にもとづき行っています。学生ボランティアの受け入れについては、派遣元の中学校、高等学校の教員と情報交換をしながら進めています。事前のオリエンテーションで、子どもの発達過程を伝え基本的な接し方などを知らせています。子どもたちは、歳の近いボランティアの来訪を大歓迎しています。学生たちに、保育所の魅力を知ってもらうことも受け入れの目的の一つにして取り組んでいます。今年度はコロナ禍により受け入れの実施が出来ませんでした。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。

- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

＜コメント＞

子ども、保護者の状況に対応できる社会資源の資料を整備しており、職員会議等で職員が情報共有できるようにしています。地域子育て支援センター、子ども文化センターとは、日常的に連携をしています。園長連絡会や要保護児童対策協議会の場を活用して、共通の問題解決のために協働していますが今年度はコロナ禍により実施できていません。状況によっては、児童相談所、区役所のケースワーカー、保健師等と連携して解決に取り組んでいます。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
 - b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

＜コメント＞

公立保育所ですので、地域の福祉ニーズは、主に区役所の福祉担当部署が把握・分析をすることになっています。子育て支援関係の地域情報は、区の保育総合支援担当が役割を担っています。保育所では、民生委員・児童委員との交流や子育て支援講座の開催、体験保育、園庭開放等を通して保護者の子育て支援ニーズに関する情報を得ています。しかし、社会福祉に関する専門的な知識を有する保育所として、福祉ニーズ全般の情報把握の取り組みは十分なものとはなっていません。

第三者評価結果

27

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。

- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

子育て支援ニーズに対応して、市の総合計画等では子育てする家族への支援を公立保育所の主要な事業として位置づけて取り組んでいます。保育講座等の各種講座の開催、育児相談、地域子育て支援センターでの活動など多彩な事業を展開しています。また、地域の防災対策として、区や町内会と連携して、災害避難所の運営訓練に参加する職員もいますが今年度はコロナ禍により実施できていません。公立保育所として、行政内部での役割分担で対応していますが、保育所としても地域行事に参加して、地域コミュニティーの活性化に関わることなどへの取り組みをされることも期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

子どもを尊重する保育について、職員は全国保育士会「人権擁護のためのチェックリスト」を用いて保育の意識を高め振り返りを行っています。川崎市は11月に「かわさき子どもの権利の日」を制定し子どもを大切にするための関わりを園だよりにてお知らせしています。懇談会(今年度はコロナ禍で開催していません)にて子どもの人権について話す時間をもち理解できるよう話しています。保育所では、職員会議で人権について話し合う中で、行事などでは子どもの名前の呼び方を「～さん」とするなど、職員は共通認識を持って子どもの人権に配慮しています。

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
----	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どもへのプライバシー保護への配慮としてオムツ交換時は衝立を使用しています。トイレトレーニング中に粗相した際も周りに配慮しながら着替えなど行っています。プール前の着替えの際は、カーテンを閉めています。夏場の水遊び時には、外部に見られないようネットを張り、プライバシーに配慮しています。トイレは、男女共用であったり、扉のないところもあるなど設備上の改善などに工夫が必要です。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - エ 見学等の希望に対応している。
 - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

入所情報は、園長が随時区の児童家庭課に情報提供を行い、更新し公開しています。園の見学は、特定の曜日、時間にて対応しています。見学の際、園のパンフレットを渡して丁寧な対応を行っています。ホームページに基本方針や保育目標、保育所の特性等情報提供しています。園の情報も掲載していますが情報の更新にタイムラグがある為、今後、タイムリーな情報更新が期待されます。

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園前面談にて、重要事項説明を行い、園の理念や方針、保育目標について同意を得ており、利用者の保育時間や入園に際して意向などを把握し配慮しています。入園後、保育説明会にて園の保育について写真などを使用したパワーポイントを使い園の保育内容を分かりやすく説明しています。年度初めの保護者懇談会で、保護者からの意見、質問に対し、丁寧に受け答えし理解を得ています。今年度は新型コロナウイルス感染症により懇談会や保育説明会を行うことができませんでしたが、資料を配布し保護者からの質問などへは丁寧に対応しています。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めています。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育所等の変更の場合、保育の連続性、継続性については守秘義務との兼ね合いを考慮し、同区内公立園では文書での引き継ぎを行い、民間園とでは必要に応じた、電話などでの口頭連絡にて引き継いでいます。必要な保護者等についての相談等は、職員に異動などがあっても情報共有化を図っているため、相談に対して丁寧な対応を行い安心に繋げています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

日々の保育の中で、子どもの最善の利益を考え一人ひとりの気持ちに寄り添いながら保育を行っています。保護者へは送迎時での会話を通じて表情、言葉等から真意を汲み取ることを重要と考え個々の保護者の気持ちに寄り添った関わりを行っています。行事等のアンケートから感想、意見を参考にし必要に応じて意見の反映を行事に生かしています。年2回の保護者懇談会（今年度はコロナ禍で開催できていません）、保育参加、個人面談を行いそこでも保護者からの意見等、職員で共有し改善に繋がっています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。
- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の体制が整備されており、責任者、担当者、第三者委員を事務室前へ掲示、重要事項説明書にも周知しています。保護者からのご意見等は、担当者が記録を残し、職員会議、ミーティングノートにて全職員へ周知しています。いただいた内容が周知事項として必要な場合は、お便りや掲示等で公表しています。要望、意見などあった際は早急に解決することに努めており、苦情などを受けた職員は早急に園長へ報告し解決に向けた対応を行っています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

日々の送迎時に保護者との会話を大切にし、保護者が意見を述べやすい雰囲気作りに努めています。入園の際に重要事項説明書での説明や保育説明会資料の中に、園長、担任、職員へいつでも声をかけて欲しい旨を記載しています。相談や意見があった際は、内容に合わせた職員対応をしています。意見等は、職員間で共有し経過記録を行い、対応できることは迅速に対応し、内容によっては継続的にフォローができるようにしています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

保護者からの苦情等あった際は、苦情解決対応マニュアルに基づいて解決しています。事務所前カウンターに意見箱を設置し保護者からの要望、意見などを受け付けています。意見等あった場合は、時系列で記録を作成し職員間で共有、検討、改善に繋げています。年齢ごとの懇談会(今年度はコロナ禍で開催していません)を実施した際や各行事等の感想、アンケートを行い保護者の要望などを把握しています。日々の送迎時でのやり取りを通じて保護者から相談や要望、意見等伺った際には、迅速に面談の機会を設け対応しています。クラス職員内で検討や必要な場合は、園長へ相談し迅速な解決に向けた取り組みを行っています。しかし、制度の趣旨が保護者に十分伝わっていないと思われるので、さらに周知されることを期待します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

危機管理マニュアルを備えており、全職員で役割分担にて体制を整えています。ヒヤリハットを職員ミーティングノートにて職員へ周知し、職員が確認、対応などできるようにしています。また、ヒヤリハットの実例を共有することで全職員のリスク意識の改善に繋げています。事故再発防止の対策を会議等で検討し、事故発生から完治するまで怪我のフォローを行っています。保育園の施設内の安全については毎月用務員と担当者が施設の点検を行い、必要に応じて対応し安全に努めています。近隣で不審者等の情報があつた際は、保護者へお迎え時にお知らせして注意喚起しています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

子どもの安全確保では「緊急対応マニュアル」が備えてあり、感染症が発生した際、感染情報や予防対策の掲示を行い注意喚起を行っています。日頃から感染症予防に努め、各クラスの保育室や遊具、玩具の消毒を行っています。保護者へは、流行時の嘔吐、下痢の対応では衣服の扱い方、処理の手順、洗浄等、口頭や資料を配布して対応できるようにしています。新型コロナウイルス感染症対策として毎日、園児、保護者、職員の検温、衛生管理の記録を行い、体調の把握を行い対応できるように備えています。今年度はコロナ禍のため子ども達の園庭での活動時間をクラスごとに決め、感染予防に合わせた活動も行っていきます。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

毎月避難訓練を行い、様々な非常時を想定し対応できるように備えています。大災害を想定した訓練も実施し、避難場所までの避難経路の確認も行っています。大規模な災害に備え、園で安全に過ごせるように備蓄品を確認し、非常食の賞味期限を一覧表にし、一目で期限がわかるようにしています。避難訓練等に合わせて備蓄を給食で提供することも行っています。近くに河川があるため浸水被害を想定した訓練を行っています。職員は、地域の防災訓練に参加し、感想などを報告し職員間で共有して地域との連携が図れるようにしています。防災無線の導入を行い、災害情報を得ることができ安全な避難ができるように備えています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

保育所保育指針、保育の質のガイドブック、保育の質のガイドブック事例集、運営マニュアル、健康マニュアル等各種マニュアルに基づいた保育の提供を行っています。保育を行うに当たり、全体的な計画をはじめ、各年齢に応じた年間指導計画、月指導計画、週日案指導計画に基づきながら保育を行い、定期的に保育士の評価、反省、子どもに関する振り返りを行い、子どもの姿に合わせた保育を行っています。個別に配慮が必要な子どもの対応については、必要に応じてケースカンファレンスを行い、全職員で共通認識を持ち統一した対応ができるようにしています。保育指導案は各月の会議にて内容の周知徹底を行っています。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

全体的な計画を基に、各保育計画が作成されています。保育計画の振り返り等は、毎月の職員会議にて各クラスの保育での活動、個別対応などの検証を行い、見直し、PDCAサイクルが機能するように取り組んでいます。毎日保育の振り返りを行い、評価をしています。月案、年間指導計画の評価、反省から次年度の保育の見直しが行われています。全体的な計画は毎年1回職員全員で見直しを行っています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
 b) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 c) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。

- ア 指導計画策定の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が策定されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

毎月の会議では、3職種(保育士、栄養士、看護師)の職員で指導計画の評価、見直しを行い、翌月の指導計画へ反映させています。日々の保護者とのやり取りや面談、行事などから得た保護者の意向も汲み取り保育計画に反映させています。保育の全体的な計画作成にあたり、全職員で討議し、それを基に年間、月間、週日指導計画を策定して子どもの育ちの連続性を確保するための保育を行っています。支援が困難な子どものケースに関しては指導計画の備考欄などに記載し、職員間で共有しています。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している
 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

年間の指導計画は、期毎の実践を踏まえ計画的に評価を行い、課題や改善箇所を次の保育計画作成に反映させています。保護者へは、懇談会や保育内容説明会(今年度はコロナ禍で開催せず資料配付で対応)の機会に、全体的な計画や指導計画を掲示し説明を行っています。緊急に変更する場合には、会議を設定し、話し合い、変更を行っています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
 b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
 c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。

<コメント>

子どもの発達状況や生活状況等は統一した様式にて、児童票、観察個人記録、面談記録表、発達状況、生活状況などで記録しています。記録の記載方法は園長からのアドバイスや職員間で見合うように適切な記録となるよう努めています。各会議にて状況の情報共有を行っています。緊急に周知が必要な場合は、直ぐに会議時間などを設定し報告しています。職員で意識して「報告・連絡・相談」を行っていますが、課題改善が必要な場合もあり、今後に向けた解決策が期待されます。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
 b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
 c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報保護については、マニュアルが整備されており、定められた規定を遵守し漏洩防止に努めています。職員研修を実施し常に危機意識をもち子どもに関する記録の管理をしています。個人情報の取り扱いについて保護者へ入園説明時や保育説明会などで説明を行い、紙面での同意を得ています。子どもの個人情報は施錠できる所にて管理していますが、事務所をセキュリティエリアとして持ち出しは厳禁とすることを周知徹底しています。閲覧物については職員間で手渡しで閲覧するように配慮しています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

* 全ての評価細目について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

* 評価細目ごとに判定期理由等のコメントを記入する。

A-1 保育の夢見ヶ崎保育園

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、保育の要になることを全職員で認識し、保育所保育指針等を園内研修や園外の研修へも参加し学んでいます。計画作成時は職員で話し合いを重ね、保育方針や保育目標の見直しも含め、自園の子どもの姿も捉えながら適切な計画となるよう討議し作成しています。次年度の作成時には、年度の保育の評価、反省を行い、それを踏まえた上で計画を作成しています。全体の計画から年間指導計画を作成し、月案作成、週日案作成へと保育方針にずれがないように、子どもの姿を捉えながら計画を作成しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

室内の環境が適切になるように、温度、湿度、換気、調光に留意しています。気候に合わせて、エアコンを活用し、温度設定は夏、冬とも外気との温度差±2～3度、湿度50%を目標にしています。衛生管理については、衛生管理マニュアルを基に看護師からの指導にて消毒に努めています。寝具の衛生面も各クラスにより、干す日を設定したり天候状況を見ながら行うこともあります。衛生管理に努めています。

子どもが過ごす環境構成を常に考え、子どもが遊びたいと思う遊びを見つけられる環境を大切にしています。環境担当が中心となり、会議の中で保育環境構成に関して、職員間で話し合い、振り返り、評価しています。成長に合わせて改善が必要な際は、安全面も考慮しながら棚の配置などを工夫し、子どもの発達、興味関心を重視した配置を柔軟に行っています。環境構成変更後は、クラス外の職員からも意見してもらおう等、第三者からの視点も大切に、子どもの最適な環境設定や怪我予防に努めています。さらに改善の工夫が必要だと考えています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

保護者の育児方針も尊重し子どもの発達過程、家庭環境等、子どもの個人差を把握し尊重しながら保育をしています。子どもの生活を24時間で捉え、家庭との連続性も意識しながら保育をしています。集団の中で自分の気持ちを伝えにくい表現の苦手な子どもには、個別に関わり、一人ひとりの気持ちを受容し、主体となるよう言葉がけや環境に配慮しています。

子どもの状態、発達に応じた言葉がけや遊びが途切れないような声掛けをするなど、保育を行う上での大切さ等を担任間や会議で繰り返し話し合い改善などに繋げています。様々な場面での対応の仕方についても子どもの気持ちに寄り添い、担任以外の職員で関わりを持つなどして気持ちの切り替えがスムーズに行えるよう、場所、人などに変化をもたせるように工夫しています。それらについて職員は共通認識を持って子どもの気持ちに寄り添うよう保育を行っています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

各年齢の保育の主なねらいに留意しながら、主体性を大切にした関わりにより、基本的な生活習慣が身に付くように援助しています。看護師から衛生指導として幼児クラスへは、手洗い指導、感染症に対する予防の仕方など分かりやすい内容にて行っています。

基本的な生活習慣を身に付けることの大切さや意味を絵や紙芝居など用いて分かりやすく知らせています。2歳児は、トイレトイレットペーパーが使いやすいように1回分ずつをまとめたものを容器に入れ無駄にならない使い方の指導をしています。そのことが生活の場面場面においてエコ活動にも繋がっています。自分の体について関心を持つことで健康な生活が送れるよう、排便の状態が目でわかるようにトイレに絵で掲示したり、様々な保健指導を行っています。栄養士は、子どもの口腔発達の為にマッサージの仕方を伝授し、経過観察を行い発達が促されるよう指導を行っています。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。

- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもが自主的、自発的に生活し遊べるように子どもの興味や発達に適した玩具や室内外の環境を整えています。今年度は新型の感染症の影響により、戸外遊びや異年齢保育、地域交流に制約がありますが、保育室や園庭を活用して、子どもの主体的な遊びや生活ができる環境を整え、遊びが展開できるよう工夫しています。

子どもの興味関心を把握し、保育室以外のスペース活用として、廊下にタペストリーを設置し感触遊びができるようにするなどしてスペースの有効活用を行っています。園庭に雑草園を新設し、遊びの興味関心を広げています。室内で体を動かす工夫として、継続して取り組んでいるリズム遊びをピアノの伴奏に合わせて、様々な昆虫や動物になりきり身体を動かすことを楽しみながら取り組んでいます。リズム遊びの利点を生かし、子どもの様々な発達が促されるようにしています。幼児クラスは、リズム遊びの発表の場として、子ども達が動物などになりきり、例年運動会のオープニングなどで披露しています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子ども表情を大切に、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

養護と教育の一体的な展開を見据えて適切な環境を整備しています。養護の比重が大きい時期でもあるので、一人ひとりの子どもの状況や成長に合わせた対応をしています。乳児保育(0歳児)を行う上では、長時間過ごす際に、適した環境の中で安心して保育士と愛着関係が築けるよう配慮し、興味関心を持って生活と遊びができるようにしています。

生活面での食事、睡眠、発達を促す遊びや寛ぎのスペースの確保が情緒の落ち着き等に繋がっています。初めての環境も安心して過ごせるよう家庭との連絡を密にし生活リズムを把握しながら保育者の関わりや位置や動きに配慮しています。おむつ替えや着替えで1対1の関わりは、大切な時間と捉え丁寧な言葉がけをしながら行っています。玩具は発達段階にや季節に応じて入れ替えを行っています。保護者と連絡帳や送迎時に生活の様子を情報交換し、子どもの様子がわかるようにしています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

3歳未満児(1,2歳児)の保育では、個別の指導計画を毎月作成し子どもの状況に合わせた保育を行っています。子どもの意欲を尊重し、一人ひとりの成長に合わせた保育を行っています。自分でやろうとする気持ちの芽生えの時期でもあるため、過度に手伝い過ぎず適度な援助を心掛け、達成感や意欲に繋がるようにしています。自己主張する気持ちを受け止め、子どもの気持ちを尊重しながら関わっています。

戸外では探索活動など十分に楽しめるように園庭や公園で季節の自然物に触れ発見する喜びを味わえるようにしています。保育室の環境についてクラス毎の環境マップを作成し、その時の子どもに合わせた保育や遊びが展開されるよう環境改善を行っています。保育室の環境についてレイアウトなど職員間で保育室を見合い会議で検討することも行っています。玩具も季節に合わせて入れ替えを行っています。朝、夕の合同保育では異年齢児との関わりを楽しめるよう遊びの設定などを行っています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳児以上の保育では、養護と教育の一体化を意識した各年齢に合わせた保育計画を作成し、子どもの育ちや発達を見据えた保育を意識しながら行っています。適切な環境や保育内容の確認を行い、会議にて討議、検討しています。年長児の担任は区の幼保小連携会議に出席し情報交換を行っています。就学前に児童保育要録を作成し、小学校の教員へ子ども達の生活面や遊びの様子を伝えスムーズな就学に向けた取り組みも行っています。

施設的环境面においては、園庭を有効活用し、遊具を活用し体を十分動かしたり、園庭の季節感ある自然物に触れたり、昆虫探しをしたり季節を感じながら楽しんでいます。異年齢3名グループを「なかよし家族」と設定し、年間の予定に沿って異年齢活動を楽しんでいます。コロナ禍で活動方法を検討することが必要と考えています。クラスの中に、写真付きでグループを分かりやすく掲示しています。園周辺の環境も十分活用し、地域の動物公園へ出かけるなどして、季節の自然物を感じたり、自然豊かな公園も活用し五感が育まれるようにしています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

障害のある子どもの保育については職員が研修を受講し、職員間で共有し知識を深め、保育に生かしています。指導計画を作成し、子どもの状況や発達に関しての関わりを行い、成長の様子を記録しています。要配慮児に関しては、保護者との面談や関係機関との連絡内容を必要に応じて記録しています。

川崎市の取り組みとして発達相談支援コーディネーター養成研修の終了者が日常の支援に携わり、発達が気になる際に、専門的支援や関係機関へ相談できるようにしています。発達相談支援コーディネーターからのお便り(ひだまり通信)も配布しています。保護者から相談しやすいようにプライバシーに配慮した部屋を使っています。親子が安心して通える場となるように保護者との連携も密に行っています。障害の有無に関わらず、子どもの成長には、個人差があるため、子どもが健やかに育っていただけるように発達の支援を行っています。

A10

A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

早朝から登園してくる子どもには、ゆったりと生活ができるように環境を整え、変化に気を配りながら保育しています。午前中の活動で体を動かした後は室内にて自由遊びを行うなどして心身の疲れや静と動のバランスに配慮しています。延長保育では、日中の保育環境に変化を持たせるなどしてくつろげる空間を用意することなどを課題と考えています。

延長保育には、口頭と引き継ぎ簿を活用し漏れのないよう、クラスの引き継ぎ等を行っています。配慮が必要な子どもは特に、担当以外の職員とも連携を取りながら保育しています。長い時間を心地よく過ごせるよう、その都度環境を見直し、子どものその時々々の関心や年齢に応じて遊具を入れ替えたり、遊びに工夫を凝らしています。年齢に応じて遊び用の寝具を用いるなどして、寝転がってみたり、寛げる環境も設定しています。

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもたちの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。

- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

小学校への就学や連携においては例年計画的に進めています。幼児の目指す保育のポイントを分かりやすく保護者へ説明しています。クラスの前には、保育のポイントでできたことを色別にテープを貼り、できたことで保護者に分かりやすく伝えています。

今年度はコロナ禍のため幼保小連携会議や小学校の教諭との懇談はできていませんが、要録を元に引き継ぎ内容の伝達を行い、就学後も切れ目のない子どもの成長に繋げています。年長児は、例年小学校のイベントへ招待され、学校の雰囲気を知り、見通しや期待をもてるような機会を設けていますが今年度はコロナ禍のため実施できていません。就学に向けて、子どもや保護者が見通しを持てるよう、面談や懇談会の機会を早めに設けるなどして安心に繋げています。お便りでは準備事項や健康面などが分かりやすい特別号でお知らせしています。学校に安全に通えるよう、防犯等についても集会を行い防犯意識が高まるよう取り組んでいます。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

子どもの健康管理には、健康管理マニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの健康管理を行っています。入園のしおりや保育内容説明会資料などで、SIDSに関する情報や取組を掲載して知らせています。入眠時は、チェック表で午睡時の睡眠状況について、体動、顔の向きなど職員がチェックし安全確認を行っています。

0歳児は5分ごとに安全確認を実施し安全に配慮しています。健康づくり年間計画を作成し、それに沿って保健行事、保健教育、園児の健康増進、感染症予防などの取組を行っています。定期健康診断以外でも園医と適宜連絡を取り合い、園児の健康相談を行っています。子どもの予防接種や健診結果を健康管理一覧・すこやか手帳等に記入後、保護者からサイン欄にサインや捺印をもらい双方での確認を行っています。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

b

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

健診では、内科健診、歯科健診を定期的に行い、その日の子どもの健康状態を担当同士で情報共有し、その健診結果に応じた保育の工夫や結果に関してアプローチを行っています。個別に受診が必要な場合は直接保護者へ伝えています。健診結果は「児童票」に保管しています。

4、5歳児クラスでは例年フッ化物洗口を実施して虫歯予防に努め、三者連携(保育士、栄養士、看護師)で保健教育を行い、健康に関する知識を親子で共有する取り組みを行うことで、虫歯予防の啓発に努めています。今年度はコロナ禍のため実施できていけませんので今後の実施方法が課題と考えています。

第三者評価結果

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギーのある子どもに関して、年1回医師の診断と共に「生活管理指導票」を提出してもらい厚労省の「アレルギー対応ガイドライン」をもとに適切に対応しています。子どものプライバシーに配慮しながら対応しています。食事の提供については、調理室と職員でチェックを行い、誤配膳がないように徹底しています。

食事の提供については、前月に保護者と栄養士、担任などで面談を行い、食材等のチェックをし安全に配慮して食事の提供を行っています。当日の食事についても、職員のミーティングノートにて確認できるようにしています。アレルギー疾患等のある子どもが座る場所を決めていることで事故予防へ繋がっています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食育年間計画に基づき、市の献立会議にて栄養士が献立を作成し、調理委託業者と連携して子どもの状況に合わせた食事を提供しています。子どもたちは、保育士がグループごとに指定したテーブルで食事をします。幼児クラスは、調理室から配膳台が届くと、順番に保育士からプレートを受け取り、自分のテーブルまで運びます。保育士は、子ども一人ひとりの食事量、好みを把握し完食の達成感を味わえるように支援しています。苦手な食材があるときは、「一口食べてみようか」と苦手を克服できるように励ましています。

保育室の壁には、「健康になる食材」「力が出る食材」のイラストを掲示して、保育士が子どもたちに説明しています。今はコロナ禍で、保育士は子どもたちと一緒に食事ができませんが、優しく見守っています。家庭での食事内容を把握したり、園での献立を紹介するなどの取り組みをしています。保護者懇談会や個人面談でも食事に関する情報交換をしています。

第三者評価結果

A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

b

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。

c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

市の栄養士が参加する「献立会議」で、献立を作成しています。その際、栄養価、育てたい姿、季節の食材、食文化、行事食等を加味して検討しています。今年度は、オリンピックの話題が多いので、外国料理を取り入れたのが特徴です。

行事食としては、おせち料理、ひな祭り、柏餅、七夕、クリスマスの料理が定番です。子どもが、食事に興味を持てるように、調理保育も行い、子どもたちは、ホットケーキ、スイートポテト、ピザ、酢の物を作りました。今年度はコロナ禍のため実施できていません。調理に当たっては「給食の手引き」にもとづき、衛生管理にも十分留意して取り組んでいます。栄養士は、保育所の職員ですが、調理業務は委託になりましたので、調理員と子どもの関わりが今後の課題となっています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

0～2歳児は、一人ひとり連絡帳を活用したり、送迎時のコミュニケーションを通して、子どもの成長する姿を共有しています。幼児クラスでは、日々の保育記録を保育室入り口に掲示するなど丁寧な関わりをしています。保護者は、0～2歳児は保育参観、3～5歳児は保育参加により、家庭では見られない保育所での子どもの生活の様子を確認し、子育ての喜びを実感できるように支援しています。保護者に保育の意図や内容を理解して貰う機会としています。

保護者懇談会では、保護者同士の意見交換により、子育てに関する気づきや情報を共有して貰っています。保護者同士をつなぐことも、保育所の使命と考えています。保護者との個人面談を定期的を実施して、子育て相談にも応じています。個人面談等で得た情報については、記録を作成し、児童票と一緒にファイルしています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

日々の子どもの送迎時には、保護者への積極的な声かけを大切にし、信頼関係を築いて、保護者が気楽に子育ての相談をしやすい環境を作っています。保護者とは定期的な個人面談のほか、必要に応じて相談に応じています。個人面談等に際しては、プライバシーに配慮して、地域開放のために設置した保育室等を使用するなど安心して相談できる体制をとっています。

保育所には、専門職として、看護師、栄養士が配置されていますので、必要に応じて対応しています。専門職の直接の支援を受けられることにより、保護者の安心を得ることができています。担当保育士が保護者の相談を受けたときは、適切な対応ができるように、施設長等が助言等の支援ができるような体制をとっています。相談内容は記録し、個人ファイルにとじています。

第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
-----	--	---

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。

- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

＜コメント＞

虐待等の権利侵害を見逃さないように、毎日の着替えや身体測定の際に観察して早期発見に努めています。子どもや保護者の様子から、虐待の兆候を感じたときは、職員間で情報共有するとともに、声かけをしたり個人面談につなげています。虐待防止のために、普段からの保護者との信頼関係の構築に心がけ、保護者懇談会(今年度はコロナ禍で開催していません)では、子どもの人権について伝える等の取り組みをしています。

虐待等が発生したときは、市の子ども家庭センターに連絡し連携して対応することになっています。例年、市、区、要保護児童対策協議会等が主催する研修に参加した職員は、職員会議の場で報告し職員間で学び合い情報共有していますが今年度はコロナ禍のため実施できていません。「虐待防止対応マニュアル」にもとづいた取り組みをしていますが、さらなる報告、連絡、相談の徹底が必要と考えています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

保育日誌では日々の保育の振り返りを行っており、年間指導計画では期ごとに、月間・週間指導計画では、それぞれ月ごと、週ごとに振り返りを行い、次の指導計画に反映をしています。振り返りはクラスごとに職員同士で話し合っている。保育日誌と同時に、毎日「保育記録」を作成しています。これは、保護者に毎日の保育内容を理解して貰うことを目的にしたもので、保育の活動内容の記録とともに「省察」として、「保育実践と記録・振り返り」等を記載して、保育室の入口に掲示しています。

年間の保育所の自己評価は、全職員の自己評価をもとに実施しています。「子どもの最善の利益の考慮」「子どもの理解」「保育士等と子どもへのかかわり」「家庭との連携」「地域への支援」「職員の資質の向上」等、理念や保育の基本方針にもとづいた項目について評価を行っています。評価結果は、玄関や各保育室の入口に掲示して保護者に公開しています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL : 0466-29-9430 FAX : 0466-29-2323





福祉サービス第三者評価 利用者調査結果について

1. 調査の状況

調査は次のとおり実施しました。

調査対象施設	夢見ヶ崎保育園
調査期間	令和2年12月16日～令和3年1月16日
調査方法	評価機関が定めた調査票（アンケート）による
調査対象	利用者の全保護者（1家族複数利用は1回答）
調査対象者の匿名化	調査は無記名で行い、調査結果から回答者について個人が特定化される場合は、評価機関で匿名化を図った。
アンケート調査票の送付	事業所を経由して調査票を配付した。
アンケート調査票の回収	記入済みの調査票は直接、評価機関に郵送された。

2. 回収の状況

調査対象数	76 世帯	アンケート返送数	35 通	回収率	46.1 %
-------	-------	----------	------	-----	--------

3. 調査回答別の設問

クラス

0歳児クラス	0 人	1歳児クラス	5 人	2歳児クラス	8 人
3歳児クラス	11 人	4歳児クラス	8 人	5歳児クラス	3 人
無回答	7 人				

アンケート記入者

父	3 人	母	22 人	父母一緒	4 人
その他	0 人	無回答	6 人		

4. 調査結果のとらえ方の留意点

第三者評価は、事業者でも利用者でもない、中立な立場にある第三者評価機関が、客観的な立場から調査を行った結果を総合的にとらえて評価を決定するものです。したがって、利用者への調査は、評価機関として評価の参考とするものであり、利用者の意見がそのまま評価結果とはなりません。なお、保護者アンケートの結果を保育園にお知らせする目的は、保育園の今後の運営の参考としていただくことにあり、苦情や不満の把握やその解決を図ることではありません。

5. 個人情報の保護について

調査は無記名で実施し、調査結果から回答した保護者が特定されないことがないように評価機関で調査結果の一部について匿名化を図っている場合があります。厳しい意見が寄せられた事で、意見の回答者を特定しようとしたり、誤解、曲解をしたりすることなどがないよう全職員への徹底をお願いいたします。

6. 調査結果の公表について

利用者調査結果の詳細については評価機関では公表はいたしません。利用者調査結果は保育園より機会を得て保護者に調査結果の概要や調査結果を受けての見直しなどの取り組み等をお伝えください。ただし、公表によって調査に協力した保護者に不利益が生じることのないよう、十分なお配慮をお願いいたします。

7. 調査結果の自己分析

利用者調査結果は、個々の意見が全体を代表しているものではなく、保護者からみた保育園の一部をあらわしているものではありませんが、まずは意見を受けとめていただく姿勢が大切と考えます。なお、調査結果を受け止めるにあたっては、次のような視点を参考にいただければと思います。

- ①保護者から支持されている部分には日頃どんな努力や工夫をしているかを確認し、支持される理由を分析してみる。
- ②改善を望まれている部分は、現状の取り組みをふりかえり、改善方策を前向きに考えるきっかけとする。あるいはすぐに改善する事が難しい場合も含めて、保護者にどのような説明をするか（どのような説明が不足していたのか）を整理する。
- ③自己評価や自己分析と保護者の思いにひらきがあった部分はないか、あるとすればその原因は何かを整理、分析する。

8. 調査結果をうけての評価機関からのコメント

家族アンケートの回収率は、46.1%にとどまりました。
総合満足度は「満足」が60.0%で、「どちらかといえば満足」を含めると82.91%の保護者が満足しています。

中でも、「園での活動は、お子さんの心身の発達に役立っていますか」は、「はい」が97.1%になっています。

一方、「要望や苦情など直接園に言えない場合、第三者委員などに相談できることを知っていますか」では「はい」が45.7%にとどまり、「いいえ」が51.4%を占めています。

苦情体制の周知を工夫することにより、保護者が知っていると感じることが保育園への信頼につながります。保護者等と保育園が、信頼し協力し合って保育園を良くする活動になることが期待されます。



アンケート調査結果

設 問	はい	どちらとも いえない	いいえ	無回答
1 園の理念や基本方針を知っていますか	54.3% 19人	34.3% 12人	11.4% 4人	0.0% 0人
2 保育園内は清潔で整理された空間になっていますか	60.0% 21人	40.0% 14人	0.0% 0人	0.0% 0人
3 職員の言葉遣いや態度、服装などは適切だと思いますか	82.9% 29人	11.4% 4人	5.7% 2人	0.0% 0人
4 周辺地域、関係機関と園との関係は、良好であると思いますか	77.1% 27人	20.0% 7人	2.9% 1人	0.0% 0人
5 お子さんの気持ちを大切にしながら対応してくれていると思いますか	85.7% 30人	11.4% 4人	2.9% 1人	0.0% 0人
6 お子さんやご家族のプライバシー（秘密）を守っていますか	85.7% 30人	14.3% 5人	0.0% 0人	0.0% 0人
7 相談したり、意見を言いやすい雰囲気ですか	71.4% 25人	22.9% 8人	5.7% 2人	0.0% 0人
8 意見や要望などに、きちんと対応してくれますか	80.0% 28人	14.3% 5人	5.7% 2人	0.0% 0人
9 各種安全対策に取り組んでいますか	85.7% 30人	14.3% 5人	0.0% 0人	0.0% 0人
10 園での活動は、お子さんの心身の発達に役立っていますか	97.1% 34人	2.9% 1人	0.0% 0人	0.0% 0人
11 食事、排泄、基本的な生活習慣の自立などは、お子さんの成長に合わせて進められていますか	88.6% 31人	8.6% 3人	2.9% 1人	0.0% 0人
12 保育中の発熱や体調不良、ケガなどの対応、保護者への連絡などは適切ですか	88.6% 31人	11.4% 4人	0.0% 0人	0.0% 0人
13 お子さんが食事を楽しめるようなメニューや取り組みが行われていますか	88.6% 31人	11.4% 4人	0.0% 0人	0.0% 0人
14 送迎時や連絡帳などを通じ、園や家庭でのお子さんの様子について情報交換がされていますか	74.3% 26人	25.7% 9人	0.0% 0人	0.0% 0人
15 急な残業などであらかじめ決めた利用時間を変更する必要がある場合、柔軟に対応してくれますか。	82.9% 29人	14.3% 5人	2.9% 1人	0.0% 0人
16 要望や苦情など直接園に言えない場合、第三者委員（保育所外の苦情解決相談員）などに相談できることを知っていますか	45.7% 16人	2.9% 1人	51.4% 18人	0.0% 0人

設 問	満足	どちらかといえば 満足	どちらかといえば 不満	不満	無回答
総合満足度は	60.0% 21人	22.9% 8人	8.6% 3人	0.0% 0人	8.6% 3人

利用者アンケート自由記入欄（主な意見）

その他、意見・要望などがあれば記入してください

- | | |
|----|---|
| 1 | <p>保護者に対して言葉遣いが悪い（特に保護者より年齢が下の先生は対等語で話してくる）
 コロナ禍で登園時やお迎えをなるべく速やかにという感染対策は理解できるが、それによりコミュニケーションが減った
 園の外で先生とすれ違って、挨拶がない
 子供同士の喧嘩で噛まれた等の怪我をしても先生からの報告がない（先生は知らないのでは）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の気持ちに寄り添える先生もいれば、そうでない先生もいる
 コロナウイルスが流行し、手洗いが徹底され、子供達が風邪や他の病気に罹ることが減った。ということは、今まで習慣化させていなかったのでは？と疑問を抱く
 提出物のめ切日の記載がなく、子供に迷惑を掛けたことがあった（発表会の準備等）
 保護者会の役割、集まる頻度、連絡の頻度が多く、日常生活に負担があった |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> 職員の方々が良い人ばかりなのですが、園の建物自体が古いことが、少し気になります。 |
| 3 | <p>コロナ禍や先生方の忙しさもあり、積極的に相談をすることが難しいと感じています。
 雑談がしにくい状況（コロナ禍）というのが大きな要因かとは思いますが、それでも、日頃から感染対策に留意して業務も増える中での丁寧な保育には感謝しかありません。
 ありがとうございます。</p> |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> 駐輪場に屋根がほしい |
| 5 | <p>公立保育園ということもあり、柔軟性に欠ける部分あり。（判断に市の許可が必要など）</p> <p>園からの連絡手段が手紙、お便り、電話のみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 急な連絡でも一人ひとり電話連絡されている状態であり、受け取り側からしても非効率。
 保育士の負担増にも直結する内容であり、至急の改善を求む。 <p>保育士によってバラつきはあるものの、全体としては高水準であり、園全体での統制はとられている。</p> |
| 6 | <p>園長先生が数年ごとに変わりますが、先生のタイプによって、父母会での活動のやりやすさに差が見られます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例年行っていた父母会の内容を変更しようとした時に、父母会の意見を尊重していただける先生ならよいのですが、反対に「例年」を変えたがらない先生だと（園長先生のタイプによって）父母会役員になりたくない、負担が増える、と感じます。
 現園長先生は、意見尊重していただける方なので、今後もそのような方に園長先生になっていただくと園長先生に対する苦手意識もなくなりますし、助かります。 |
| 7 | <p>駐輪場に屋根をつけて欲しい。
 きりん、そを一つなぎにできるよう改修してほしい（広いホールにできるようにしてほしい）</p> <ul style="list-style-type: none"> 園や市で、緊急時に全員に連絡できる手段を構築してほしい。
 写真販売以外にもデジタル化していきたい。クラス便り、今日の様子など。保護者会なども。保育が不要になる人が増えるのでは？ |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> 公立なので仕方ないかもしれませんが、全体的に古いです。
 建物もおもちゃなども。そこだけは残念ですが、雰囲気や先生方などは満足しています。いろいろ気にかけてくださいます。 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> 現状、コロナウイルス対策により、様々な制限がかかり、園での送迎時での情報交換、また面談など、縮小されてしまいました。先生方の日々のご苦労は感じておりますが、ささいなことの相談の場などお願ひしづらい状況になってしまい、残念です。保護者との子どもに関する相談の場を作っていただければ幸いです。 |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> 質問3について、2を回答、「服装は気にならないが、ピアス等のアクセサリーをつけている職員がいる為、安全面が心配」とコメント
 質問12について、2を回答、「ケガに気付いていないこともある」とコメント |

その他、意見・要望などがあれば記入してください

合同保育時に職員が目が行き届いていない場面がある。
子どもが保育室から出て行ってしまふ姿を良く見かけ、職員が気付いていない。
芋ほりで5歳児は芋のお土産が3つあったと聞いたが、ぱんだ組にはなく、子どもがなんで？と悲しんでいた。一人に一つ配ることが出来たのでは？

- 野菜作りでも同様に持ち帰れず、それについて子どもに説明はあったのか。
コロナ禍での食育の難しさはわかるが、少し残念でした。

セキュリティを強化してほしい

冬の朝、保育室（受け入れでない）の電気がついていない、暖房もついていないのでつけてほしい。
子どもが暗い中で支度するのは可哀想。
送迎時、挨拶をする職員としない職員がいるのはどうなのかと思う。
コロナ対策で親は保育室に入ることができなくなってから担任と話す機会が減った。お迎えに行っても職員は保育室の奥にいて声をかけづらい。話したいことがあって担任に話しかけてもいつも忙しそうできちんと話を聞いてくれないように感じる。
怪我などの対応は申し送りが不十分だと思う。担任が忘れていた、看護師から聞いて状況を知った等あり、謝罪もなかった。
相談や話しかけてもいつも一方通行で寄り添ってもらえない、年齢で見ている、一人としてどうなのか、一人ひとり姿は違うし、性格等もあるので、それに見合った保育や対応をしてもらいたい。
親がいる所で職員のグチや職員が職員を叱る場面を見たこと、聞いたことがあり、非常に残念に思う。子どももいるのでやめてほしい。
汚れ物袋に、おもしろをした洋服がそのまま他の洋服と一緒に入っていることがあり、衛生的にどうなのかと思う。子どもが勝手に自分で取り換えてることもあるが、見届けていれば分かるはずなので、子ども任せ、見届け不十分なことが多い。

- どの先生方も、とても良くして下さい、本当に感謝しかありません。

子どもの人数に対して、明らかに先生の人数が足りていないと思うことが多々あります。
安心して預けて仕事に行きたいのですが、とても不安な気持ちになったまま行くことが多いです。
全てにおいて言葉が足りないと感じます。先生方からの子どもの様子を直接聞く機会はほとんどなく、まだ話せない子どもの親はとても不安だと思えます。
連絡事項は、基本掲示のみで、一部の方にしか伝えていないということがほとんどです。本来なら毎日送り迎えをしているので伝えてくれるべきなのではと思います。
もう少し先生とお話をしたり、子どもの様子などを話して頂ける機会を頂きたいです。
保育園での写真もなかなか販売して頂けず、祖父母も残念がっています。
建物が非常に古いです。掃除をして下さっているとは思いますが、どうしても衛生的だとは思えません。このアンケートを通じて、少しでも安心できることが増えるとありがたいです。よろしくお願い致します。

質問2について、2を回答、「建物の老朽化がある。古い割にはきれいに保っていると思う」とコメント
質問4について、2を回答、「車道に車が止めてあるとすぐ警察に通報されると聞いている。すぐ通報はあまり普通ではないと思う」とコメント
質問8について、3を回答、「要望に対して、どうなったかを説明を受ける機会がない」とコメント
質問15について、3を回答、「電車の遅延以外は認めていない」とコメントあり

先生は園児に寄り添ってくれているので安心して預けられている。
しかし、次女が0歳児クラスだった時（4年前）に、上のクラス（4歳児クラス）の子が廊下を走ってきて、正面から次女にぶつかり、次女はそのままひっくり返って後頭部をぶつけた。事務室の前だったので、（当時の）園長も状況を見て、走った子にその場で注意をした。翌日、頭の怪我について、特に聞かれることもなかった。その後、私が「金曜の夕方で、親がシーツを外していると子どもが遊びがちなので、シーツを外している5～10分間を園で見てもらえないか？そうすれば、廊下で走ってぶつかる可能性も低くなる」と園長に話した。
ぱんだ組（事務室の横）のおふとん場所を2ヶ所に分けて、廊下を狭くしないようにという対応を取っただけだった。それに対して、私が園で見ればそれが一番ではないか？と聞いたが、親が迎えに来たら引き渡すのがルールで、シーツ交換の間も親責任の下でやって欲しいと言われた。
頭をぶつけたので、親としては大事であり、今回は特に怪我はなかったからよかったが、このような事は繰り返して欲しくなく、園長に相談したが、何か釈然としなかった。

その他、意見・要望などがあれば記入してください

年度が変わり、担任が変わる際に申し送りをきちんとしてほしい。

朝の受け入れは、どの保育士でも対応できるようにしてほしい。

(入口で待っていて、それに気づいているのに来てくれない)

17 • 挨拶のない保育士がいる。

子どもの体調の変化について、朝伝達していても、夕方お迎え時に何も言われない事が多い。聞かないと答えてくれないことが多いので、改善して欲しい。